

五島市監査委員公表第12号

令和2年度定期監査の結果に基づく措置について、五島市長から別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により公表する。

令和5年4月19日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 荒尾正登

5五総第234号
令和5年4月14日

五島市監査委員 橋本平馬様
五島市監査委員 荒尾正登様

五島市長 野口市太郎

令和2年度定期監査（全期）の結果に係る措置について

令和3年2月26日付け2五監第862号による令和2年度定期監査の結果における指摘事項等のうち、措置が完了していない事項について、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知いたします。

記

- 1 監査の対象 全部局
 - 2 指摘事項等及び措置 ※措置が完了していない事項
- II 支出に関する事務の執行（前金払）

<指摘事項>

(2) 委託料の支払方法について

前金払では、債務金額が確定していることが前提であるが、業務委託契約は、業務の完了を確認後に委託料が確定されるものがあり、委託料の変更が生じることが十分予見できるものである。委託料については地方自治法施行令第162条第6号の規定により規則で概算払ができる旨を定めることにより、概算払をすることが可能となるため、対象となった案件の支払い方法については、財務規則を改正して概算払への変更等を検討されたい。

なお、概算払については、その性質上事後に必ず精算を伴うものであるから、履行確認手続完了前に委託料の全額を一括で支払うのではなく、委託内容の履行状況を確認しながら、四半期毎の支払とするなど、少なくとも一部は履行確認手続完了後に支払う扱いとすべきである。

【講じた措置】

[総務企画部財政課]

地方自治法施行令第162条第6号「経費の性質上概算をもって支払をしな

ければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費」として、五島市財務規則第64条の2を「概算払により支払をしなければ、契約し難い委託に要する経費」として改正し、令和5年4月1日から適用となる旨、令和5年3月28日付け4五財第2281号財政課長通知（以下「第2281号通知」という。）により各所属長へ通知いたしました。

また、委託料概算払の支払回数・時期等について、概算払は、その性質上事後に必ず精算を伴うものであることから、履行手続完了前に委託料の全額を一括で支払うのではなく、委託内容の履行状況を確認しながら、四半期ごとの支払いとするなど、その一部は履行確認手続完了後に支払う扱いとするよう、第2281号通知により各所属長へ併せて通知いたしました。